



相模原市SDGs連携推進事業補助金を交付します！

SDGsの推進や、新たな連携の創出を目的として、さがみはらSDGsパートナー(以下「パートナー」という。)が中心となり、他のパートナー又は事業者・団体等との連携により、SDGsの達成や地域課題の解決に向けて先進的に取り組む事業に、必要な経費を補助する事業を開始しますので、お知らせします。

1 補助金の名称

相模原市SDGs連携推進事業補助金

2 補助対象者

パートナー又はパートナーに登録申請中で登録が見込まれる事業者・団体等

3 補助率

補助対象経費の10/10以内(最大50万円)



補助額 最大 50万円

補助率 10/10 以内

4 対象となる事業

市が定める要件を全て満たす事業

- ・パートナーが中心となり、他のパートナー又は事業者・団体等と連携して実施する事業
- ・SDGsの達成に資することが明確な事業
- ・新規に実施する事業又は既存事業に新たな視点や工夫を加えた事業 等

5 申請受付

令和5年8月29日(火)～令和5年9月29日(金)

6 申請方法

必要書類を相模原市SDGs特設サイトからダウンロードし、電子メール又は郵送にてみんなのSDGs推進課にご提出ください。

※書類審査を行い、予算の範囲内で補助対象事業及び交付額を決定します。

提出先

メール: sdgs@city.sagamihara.kanagawa.jp

郵送

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15

相模原市みんなのSDGs推進課 宛

7 その他

詳細は相模原市SDGs特設サイトをご覧ください。

<https://sdgs.city.sagamihara.kanagawa.jp/sdgs-partnership/>



令和5年度

相模原市

SDGs連携推進事業補助金

さがみはらSDGsパートナーが中心となり、他のパートナー又は事業者・団体等との連携により、SDGsの達成や地域課題の解決に向けて先進的に取り組む事業に必要な経費を補助します。

補助額

最大

50万円

補助率

10/10

以内

17

パートナーシップで
目標を達成しよう



補助対象者

- ・さがみはらSDGsパートナー
※登録申請中で登録が見込まれる事業者・団体等を含む

補助対象事業

- ・パートナーが中心となり、他のパートナー又は事業者・団体等と連携して実施する事業
- ・SDGsの達成に資することが明確な事業
- ・新規に実施する事業又は既存事業に新たな視点や工夫を加えた事業
※上記他、市が定めた全ての条件を満たすことが補助の要件となります

申請受付期間

令和5年8月29日(火)～令和5年9月29日(金)

その他

- ・補助金の交付は審査の上決定します。
- ・予算の上限を超える場合は、審査において評価の高い事業から順に採択します。
- ・補助金の不交付等により申請者に生じた損害等について、市は一切の責めを負いません。
- ・申請方法その他詳細は市SDGs特設サイトをご確認ください。



問合せ 相模原市みんなのSDGs推進課

042-769-9224

sdgs@city.sagamihara.kanagawa.jp